

## 地震に対する義援金を支払った方 ～ 税制上の優遇措置について ～

次の義援金を支払った方は、税制上の優遇措置が受けられます。

- ① 国又は地方公共団体に対する義援金
- ② 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金
- ③ 最終的に、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金（詳しくは、募金団体にご確認ください。）

### 個人の方

個人の方が支払った上記の義援金は、寄附金控除の対象となります。

#### 【寄附金控除の計算】

寄附金控除（所得控除）の金額は、次の算式で計算します。

$$\text{義援金の合計額}(\ast) - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(※) 所得金額の40%相当額が限度となります。

#### 【確定申告における留意事項】

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載してください。

確定申告書に義援金を支払ったことが確認できる書類（注）を添付するか、又は、確定申告の際にその書類を提示してください。

### 法人の方

法人の方が支払った上記の義援金は、支出額の全額が損金の額に算入されます。

#### 【確定申告における留意事項】

確定申告書の別表14(2)に所定の事項を記載してください。

義援金を支払ったことが確認できる書類（注）を保存しておいてください。

(注) 義援金を支払ったことが確認できる書類は、次の書類です。

- ① 地方公共団体の災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ② 募金団体の預かり証
- ③ 金融機関等で支払った場合の振込票等の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りです。）

(注) 上記③に併せて、募金要綱、募金主意書、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料が必要です。

※ 個人の方が支払った義援金は、ふるさと納税に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。



## 平成28年4月の地震災害による被災者を支援された方へ

この度の地震では、被害を受けられた皆さま方に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により被害を受けられた方に対して、次のような支援をされた方には、税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

### 義援金を支出された方へ

#### 個人の方

- 個人の方が支出した義援金のうち一定のものは、寄附金控除の対象となる特定寄附金に該当し、確定申告を行うことで「所得税等の軽減」を受けることができます。

#### 法人の方

- 法人の方が支出した義援金のうち一定のものは、損金の額に算入できる場合があります。

詳しくは、裏面をご覧ください。

### 災害見舞金の支出や自社製品を提供された法人の方へ

- 被災した取引先に対して、支出する災害見舞金で復旧過程において支出するものは、交際費等に該当せず損金に算入されます。
- 被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、損金に算入されます。

※1 義援金に関する照会事例を取りまとめた「義援金に関する税務上の取扱い FAQ」を熊本国税局 HP ([www.nta.go.jp/kumamoto/](http://www.nta.go.jp/kumamoto/)) 又は **熊本国税局** **検索** に掲載しておりますので、参考としてください。

※2 詳しくは、義援金を支払う方や義援金の募集を行う募金団体の最寄りの税務署までお問い合わせください。